

茂原市農業委員会第3回総会議事録

1 開催日時 平成31年3月11日（月） 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102会議室

3 出席委員 14名

1番 中村正明	2番 小高一夫
3番 湯浅公夫	4番 蕨直邦
5番 光橋正人	6番 杉浦文子
7番 八角徳政	8番 高山多聞（第一副小委員長）
9番 秋葉仁喜（第二副小委員長）	10番 鈴木幸雄（第一小委員長）
11番 鬼島一郎（第二小委員長）	12番 加藤古志郎（会長）
13番 石井利明（職務代理）	14番 浦島京子

4 欠席委員 0名

5 事務局職員 5名

事務局長 飯尾克彦	局長補佐 平野孝幸
係長 東條成男	係長 鵜澤史樹
主事 斉藤直也	

6 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 5件
- ・農地法第4条の規定による許可申請について 1件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 6件
- ・農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 1件
- ・第1回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請について 2件
- ・特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定による変更承認申請について
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（所有権移転） 1件
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（利用権設定） 1件
- ・平成31年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金の承認について

7 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について
軽微な農地改良の届出について
地目変更登記申請に係る照会について
農業委員会だよりについて
その他

8 総会要旨

局長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。本日は第3回総会にご参集いただきましてありがとうございます。

農業委員会法第27条第3項の規定により委員の過半数の出席を頂いておりますので本総会は成立することをご報告いたします。

本日の議事案件については、3条申請5件、4条申請1件、5条申請6件、許可後の計画変更申請が1件、第1回保留議案が2件、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定による変更承認申請1件、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）1件、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）及び平成31年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金の承認についての合計18件となります。そのほか報告事項がございます。

現地調査につきましては、3日に第2小委員会で行っております。それでは議事に入らせていただきます。茂原市農業委員会総会会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、会長をお願いいたします。

会長

ただ今から総会を始めたいと思います。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させていただいてよろしいでしょうか。（異議なしの声）本日の議事録署名人は2番小高委員と3番湯浅委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局をお願いします。はじめに農地法第3条の規定による許可申請についてであります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明します。

はじめに1号議案です。申請地は弓渡字仲之町地先、畑2684㎡を売買しようとする申請です。買受人は東金市の★★さん、売渡人は大網白里市の★★さんです。申請理由は、買受人については経営規模拡大のため、売渡人については家族農業従事者の高齢や病気による規模縮小のため、とのことです。土地選定理由は、道路付きで陽当りも良いため、とのことです。現況は陸田になっており、買い受ける農地にて稲作を行う計画です。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき市内の農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。

ほかに東金市に自作地があり、東金市農業委員会より農業経営の実態証明が提出されております。東金市農業委員会に確認しましたところ、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、利用状況調査による遊休農地判定の農地はないとの報告がございました。主な機械の保有については、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有とのことです。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事者合計で300日となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。地域との調和要件については、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあるか、ご審議をお願いします。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして2号議案です。申請地は大沢字落ノ谷地先外2筆、畑2203㎡を賃貸しようとする申請です。賃借人は大沢の★★さん、賃貸人は大沢の★★さん外4名です。賃借人は★★を経営している法人の関連会社で、地域密着型の農業に経営資源をシフトすることを目的に設立し、農業生産を拡大しております。申請理由は、賃借人については経営規模拡大のため及び現耕作地に近いため、賃貸人については申請地を相続したが今後も耕作の予定がないため、とのことです。

ここで、農業経営に係る実施計画書について簡単に説明します。借り受ける農地にてトマトをハウス栽培するほか、他の圃場でトマト、ジャガイモ、サトイモ、カリフラワーを栽培し、販売計画として取引先の農事組合法人やスーパー、直売所に出荷し合計約★★万円の収益を見込んでおり、それに対する経費として約★★万円を見込む

計画となっております。

次に3条許可基準ですが、全部効率利用要件については、現在賃借人が耕作に供すべき市内の農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。ほかに市原市に借入地があり、市原市農業委員会より農業経営の実態証明が提出されております。市原市農業委員会に確認しましたところ、現在賃借人が耕作に供すべき農地のうち、利用状況調査による遊休農地判定の農地はないとの報告がございました。

生産機械・施設は、トラクター、強化パイプハウス、運搬車両等を所有しています。労働力は、社員3名で従事する計画です。技術は、★★で研修経験があり、その後も支援と指導を頂き、取引も行っております。農作業常時従事要件は、従事者合計で680日の計画です。下限面積要件は、50アールを超えております。地域との調和要件については、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあるか、ご審議をお願いします。

また、今回の申請の経緯として、賃借人は平成30年3月頃に農地法の許可を得ないで本申請地の隣接農地の造成工事をしていたため農業委員会から指導を行い、平成30年7月に許可を得て、造成及びハウスの工事を進めておりましたが、隣接農地所有者から日照、雨水の流出、土砂の埋立て高が耕作に影響するとの指摘を受けました。

その後、雨水の排水溝の改良等を行い、両者の話し合いのもと一定の納得をいただいているとのことです。このことについては、3月1日に現地にて職務代理と事務局で両者と立ち会い確認をしております。一方、改善の過程でハウスの位置変更等のため本申請地が必要な状態となりましたが、ハウスの工事を急ぐあまり、農地法の許可を得ずに一部の農地を利用し始めてしまったとのことです。現在工事を中止しており、今回の経緯について始末書が提出されております。

次に、賃借人は農地所有適格法人には該当しておらず、農地法第3条第2項第2号に農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合には許可することができないとされておりますが、同条第3項において、使用貸借による権利又は賃借権設定に限って農地所有適格法人以外の法人であっても要件を満たすときは許可することができるとされております。その要件として、農地を適正に利用していない場合には貸借の解除をする旨が契約書に記載されていること、地域の他の農業者との適切な役割分担ということで農業の維持発展に関する話合いや農地の維持管理活動への参加について確約書の提出や農業委員会と協定を結ぶこと、法人の役員のうち一人以上が常時従事すること、といったすべてが要件となります。今回の申請に当たっては、これらの要件を満たしております。

続きまして3号議案です。申請地は鷺巣字南町地先、畑180㎡を売買しようとする申請です。買受人は鷺巣の★★さん、売渡人は鷺巣の★★さんです。申請理由は、買受人については自作地に隣接しており耕作しやすいため、売渡人については経営規模縮小のため、とのことです。買い受ける農地にて野菜を作付けする計画です。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター1台、軽トラック1台を所有とのことです。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事者合計で250日となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。地域との調和要件については、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあるか、ご審議をお願いします。その他、添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして4号議案です。申請地は上永吉字新屋敷地先外1筆、田2289㎡を売買しようとする申請です。買受人は上永吉の★★さん、売渡人は上永吉の★★さんです。申請理由は、買受人については経営規模拡大のため、売渡人については経営規模縮小のため、とのことです。買い受ける農地にて栗、みかんを作付けする計画です。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター1台、軽トラック1台を所有とのことです。労働力、

技術については、3名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事者合計で600日となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。地域との調和要件については、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあるか、ご審議をお願いします。

その他、添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして5号議案です。申請地は六ツ野字焼橋地先、田1387㎡を売買しようとする申請です。買受人は六ツ野の★★さん、売渡人は六ツ野の★★さん外1名です。

申請理由は、買受人については自作地に隣接しており耕作しやすいため、売渡人については申請地を耕作していないため、とのこと。買い受ける農地にて稲作を行う計画です。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有とのこと。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事者合計で280日となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。地域との調和要件については、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあるか、ご審議をお願いします。その他、添付すべき必要書類について併せて確認しております。

以上でございます。

- | | |
|------------|--|
| 会長 | 説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。 |
| 第2
小委員長 | 審議の結果、1号から5号議案に関しましては許可となりましたので報告いたします。 |
| 会長 | それでは審議に入らせていただきます。1号議案であります。現地調査しています。★★委員いかがでしょうか。 |
| ★★委員 | 耕作できる状況でありますので、許可でよろしいと思います。 |
| 会長 | ★★委員いかがですか。 |
| ★★委員 | 陸稲ということであるならば許可でよろしいと思います。 |
| 会長 | 1号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案については、許可ということで決定いたします。続きまして2号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。 |
| ★★委員 | 農産物の生産地として生かされるということですので許可でよろしいと思います。 |
| 会長 | 職務代理いかがですか。 |
| 職務代理 | 盛土・排水等の問題それらがまだ隣接の農地所有者と若干協議の余地があり、3月1日に申請者・隣接農地所有者と現地で立会をしたのですが、盛土や排水の問題に関しては今後話し合いの中で解決していくということになりました。また先日土曜日に★★の自治会役員と再度現地確認し、日曜日に★★自治会の総会の場で説明をしました。許可前の事前着工ではありますが始末書も提出されておりますので許可でよろしいと思います。 |
| 会長 | 2号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号議案については、許可ということで決定いたします。 |

	続きまして3号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。
★★委員	申請地はきちんと管理されておりますので許可でよろしいと思います。
会長	★★委員いかがですか。
★★委員	申請地のとなりは今回申請者の農地であり、地続きで野菜を作りたいということでありますので許可でよろしいと思います。
会長	3号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案については、許可ということで決定いたします。 続きまして4号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。
★★委員	許可でよろしいと思います。
会長	★★委員いかがですか。
★★委員	引き続き買受人が耕作するということでありますので許可でよろしいと思います。
会長	4号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案については、許可ということで決定いたします。 続きまして5号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。
★★委員	引き続き買受人が耕作するということなので許可でよろしいと思います。
会長	★★委員いかがですか。
★★委員	地続きの田であり、買受人が引き続き耕作するということなので許可でよろしいと思います。
会長	5号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号議案については、許可ということで決定いたします。 続きまして農地法第4条の規定による許可申請についてであります。事務局の説明をお願いします。
事務局	農地法第4条の規定による許可申請についてご説明します。 それでは6号議案です。申請地は、早野字明光地先、田297の内250.58㎡と一体で利用する農地以外の土地が696.45㎡の合計947.03㎡です。早野の★★さんが長屋住宅用地とする申請です。申請理由は土地の有効利用のため、土地選定理由は市街地に近接しており、所有地の土地の中でも立地・規模等最適であったためとのことです。事業計画としては、木造・2階建て・建築面積230.41㎡の長屋住宅1棟を建築します。 次に、転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。 続いて一般基準についてです。まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分としては市・土木管理課に道路工事施行承認申請がなされております。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。 次に周辺農地の営農条件への支障についてです。土地利用計画としては、整地のみで埋立ては行いません。排水は汚水・雑排水については北側公共下水に接続します。雨水については敷地内浸透及びオーバーフロー分を北側道路側溝に放流します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。その他、添付された必要書類で確認しております。以上でございます。

会長	説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。
第2 小委員長	審議の結果、6号議案については許可相当となりましたので報告いたします。
会長	それでは審議します。6号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。
★★委員	周辺は住宅地となっておりますので許可相当でよろしいと思います。
会長	★★委員いかがですか。
★★委員	周りは住宅地でありまた用途地域内でありますし特に問題はないと思われまますので許可相当でよろしいと思います。
会長	6号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは6号議案については、許可相当ということで決定いたします。 続きまして農地法第5条の規定による許可申請及び農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてであります。事務局の説明をお願いします。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。 それでは7号議案です。申請地は本納字乗川地先、田1000㎡です。千葉市の★★さんが法目の★★さんから土地を買い受けて、太陽光発電システム用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、申請地は一日を通して十分な日照が得られ、また電柱が近くにあるなど事業を行うのに条件がそろっているため、とのこと。事業計画としては、1枚当たり165センチ×99センチの太陽光パネルを316枚設置します。 次に、転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。 続いて一般基準についてです。まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分としては、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けております。 また、地域住民との関係構築については、★★自治会長を訪問し意見を伺ったところ、説明会の開催までは求めないが、申請地の周辺住民に説明するようにとの意見があり、対象住民に個別説明に周ったところ、反対の意見等は出なかったとのこと。 その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。 次に周辺農地の営農条件への支障についてです。土地利用計画としては、現状の地盤面を基準として施工し、埋立て等はいりません。排水は、雨水のみで自然浸透とします。隣接農地所有者は3名おり、確認を得ております。また、両総土地改良区及び赤目川土地改良区より転用に関する意見書が提出されております。その他、添付された必要書類で確認しております。 続きまして8号議案です。申請地は、高師字春日野地先、畑247㎡です。東郷の★★さんが高師の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は、現在アパート住まいでが手狭になったため、土地選定理由は日当たりや生活立地が良いためとのこと。事業計画としては、木造・2階建て・建築面積54.56㎡の専用住宅1棟を建築します。 次に、転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。 続いて一般基準についてです。まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障について、土地利用計画としては、現状の地盤面を基準として施工し、埋立て等はいりません。排水は、汚水・雑排水については南側公共下水へ接続する計画です。雨水については自然浸透とします。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。その他、添付された必要書類で確認しております。

続きまして9号議案です。申請地は大芝字三ノ割地先外1筆、畑694㎡です。東京都の★★さんが睦沢町の★★さん外2名から土地を買い受けて、太陽光発電システム用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、申請地は電柱が近くにあつて公道に面しており、また周辺に太陽光を遮る障害が無く条件が整っているため、とのことです。事業計画としては、1枚当たり165センチ×99センチの太陽光パネルを168枚設置します。

次に、転用許可基準です。立地基準については、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断され、許可が可能となり得る農地です。

続いて一般基準についてです。まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分としては、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けております。

また、地域住民との関係構築については、★★自治会長に対して説明を行い賛成の意見をj得ております。また、自治会長より近隣住民に個別説明するよう指示があつたため、訪問し理解を得たとのことjです。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障についてです。土地利用計画としては、整地のみで埋立ては行いません。排水は、雨水のみで自然浸透とします。隣接農地所有者は2名おり、確認をj得ております。その他、添付された必要書類で確認しております。

続きまして10号議案です。申請地は早野字五反畑地先、田422㎡です。東京都の★★さんが早野の★★さんから土地を使用貸借権の設定により借り受けて、作業場及び駐車場用地として一時転用する申請です。

申請理由及び土地選定理由は、隣接地にて既に転用許可を受けている太陽光発電施設の建設に関わる連携開閉所の設置工事に伴い、本申請地を作業場及び駐車場として利用したいため、とのことjです。事業計画としては、現状の地盤に鉄板敷を行い仮設の作業場・駐車場とします。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障についてです。土地利用計画としては、現状地盤に鉄板敷を行うため造成工事は行いません。排水は、雨水のみで自然浸透とします。

確認が必要な隣接農地所有者はおりません。また、両総土地改良区より一時転用に関する意見書が提出されております。その他、添付された必要書類で確認しております。一時転用について、許可期間は平成31年10月10日までとなつており、事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。

続きまして11号議案です。申請地は、千町字藤川地先、畑409㎡と一体利用する農地以外の土地が170.72㎡の合計579.02㎡です。高師の★★さんが千葉市の★★さんから土地を買い受けて既存施設の拡張を行い、駐車場用地とする申請です。申請及び土地選定理由は、買受人は現在歯科医院及び小児科を経営しておりますが、駐車場の台数が不足しており、隣接地である本申請地に駐車場を新設したいためとのことjです。事業計画としては、砂利敷を行い、駐車場20台分とします。

次に、転用許可基準です。立地基準については、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断され、原則許可が出来ない農地ですが、本転用事業は、農地法施行規則第35条第5号の「既存施設の拡張で拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないも

の」に当てはまり、例外的に許可出来ると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障についてです。土地利用計画としては、全面砂利敷きで地盤が低くなる部分については碎石を搬入します。排水は雨水のみで自然浸透とします。隣接農地所有者は4名おり、確認を得ております。その他、添付された必要書類で確認しております。

続きまして12号議案です。申請地は、長尾字立ヶ腰地先、田476㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業29街区地先、面積227㎡です。小林の★★さんが高師の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は現在アパート住まいで手狭になったため、土地選定理由は、スーパー、コンビニ等に近く住環境が良好であるため、とのこと。事業計画としては、木造・二階建て・建築面積63.00㎡の専用住宅一棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障についてです。土地利用計画としては、造成工事を行いません。排水は汚水・雑排水については東側公共下水へ接続します。雨水については自然浸透及び道路側溝に排水します。隣接農地所有者はおりません。その他、添付された必要書類で確認しております。

次に農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてご説明します。

それでは、13号議案です。申請地は、小林字芝地先、田442㎡、畑199㎡の合計641㎡です。東京都の★★さんが早野の★★さんから事業を承継し、使用貸借権の設定により店舗の臨時駐車場用地として一時転用する申請です。

当初計画は、平成30年3月30日付けで店舗建設等に伴う駐車場及び作業場用地として一時転用許可がなされております。申請理由及び土地選定理由としては、店舗の営業開始後、セールなどのイベント開催時には店舗の敷地内駐車場のみでは対応が困難な状況であったため、隣接地である本申請地を臨時の駐車場として利用したいためとのことです。事業計画としては現況の碎石敷の状態のまま利用し、駐車場15台分とします。

次に、転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。

続いて一般基準についてです。まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障についてです。土地利用計画としては、既に碎石敷となっており、新たな埋め立て等はありません。排水は、雨水のみで自然浸透とします。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。その他、添付された必要書類で確認しております。

一時転用について、許可期間は平成33年3月下旬までとなっており、事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。以上でございます。

会長

説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

第2
小委員長

審議の結果、7号から13号議案については許可相当となりました。

会長

それでは順次審議します。7号議案であります。現調しております。★★委員いか

がですか。

★★委員

転用目的が太陽光発電システム用地ということですので、地域住民の了解が得られるかどうかということですが、今回地域住民に対して説明も実施されており意見なしということなので許可相当でよろしいと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

第3種農地であり周辺住民の方々に対して説明が実施され意見なしということですので許可相当でよろしいと思います。

会長

7号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということではよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは7号議案については、許可相当ということで決定いたします。

続きまして8号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員

周辺は全て住宅地でありますので許可相当でよろしいと思います。

会長

8号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということではよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは8号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして9号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員

自治会長への説明もされており、個別訪問で了解を得ている状況でありますので許可相当でよろしいと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

周辺の農地に影響あるとは考えられないので許可相当でよろしいと思います。

会長

9号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということではよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは9号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして10号議案であります。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員

一時転用ということですので許可相当でよろしいと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

一時転用ということですし、特に問題はないと思われます。許可相当でよろしいと思います。

会長

10号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということではよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして11号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員

許可相当でよろしいと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

許可相当でよろしいと思います。

会長

11号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということではよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは11号議案については、許可相当ということで決定いたします。

	続きまして12号議案であります。★★委員いかがですか。
★★委員	土地区画整理事業内であり、問題はありませので許可相当でよろしいと思います。
会長	12号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは12号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして13号議案であります。現調しております。★★委員いかがですか。
★★委員	許可相当でよろしいと思います。
会長	★★委員いかがですか。
★★委員	作業用の駐車場から来客用の駐車場への変更であり、問題はありませので許可相当でよろしいと思います。
会長	13号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは13号議案については、許可相当ということで決定いたします。 続きまして14号議案であります。平成31年第1回総会保留議案についてであります。その後の経過について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第14号、平成31年1月11日開催第1回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。 1月の12号議案です。申請地は上永吉字冬田地先外3筆、田1738.25㎡です。白子町の★★さんが下永吉の★★さんから土地を買い受けて、太陽光発電システム用地とする申請です。事業計画としては、1枚当たり165センチ×99センチの太陽光パネルを312枚設置します。 次に、転用許可基準です。立地基準については、申請地は道路、下水道等の公共施設や鉄道駅等の公益的施設の整備の状況が一定の基準に達している区域にある農地であり、水管、下水道管、ガス管のうち二種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道の区域で、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共・公益的施設が存することから第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。 続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分としては、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けております。 前回の総会では、地域との関係構築について対応中とのことであり、地元説明会終了後、判断するという事で審議保留になりました。 前回総会時には地元説明会を開催する予定との話でありましたが、前回総会后に再度自治会役員と協議した結果、説明会は不要で隣接住民の戸別訪問をしてもらえばよいという話になりました。そこで、周辺を含む15世帯を直接訪問して事業の案内を配布するとともに説明を行い、ご理解をいただいた、との報告がありました。 その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。 次に周辺農地の営農条件への支障についてです。土地利用計画としては、草刈り等の整地のみで埋立ては行いません。排水は、雨水のみで自然浸透とします。隣接農地所有者は1名おり、確認を得ているとのことです。土地改良区については既に解散済みとなっており、意見書等は不要の旨確認済みとのことです。その他、添付された必要書類で確認しております。 続きまして1月の13号議案です。申請地は上永吉字冬田地先外1筆、田392㎡です。白子町の★★さんが九十九里町の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用

地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在白子町にて自身が代表を務める会社事務所で生活しているが、生活の便が悪いため、とのこと。事業計画としては、木造・2階建て・建築面積106.32㎡の専用住宅が1棟です。

次に、転用許可基準です。立地基準については、申請地は道路、下水道等の公共施設や鉄道駅等の公益的施設の整備の状況が一定の基準に達している区域にある農地であり、水管、下水道管、ガス管のうち二種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道の区域で、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共・公益的施設が存することから第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分については、茂原市に道路工事施工承認申請がなされる予定です。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障についてです。土地利用計画としては、整地のみで埋立ては行いません。排水は、汚水・雑排水は合併浄化槽処理とし、前々回の総会後に、県営住宅からの排水管への接続を計画することになり、前回の総会では必要な手続き中であるとの報告があり、排水手続きが整った後、判断を出すということで審議保留となりましたが、その後市土木管理課に道路工事施工承認申請が提出されました。隣接農地所有者は1名おり、確認を得ているとのこと。土地改良区については既に解散済みとなっており、意見書等は不要の旨確認済みとのこと。その他、添付された必要書類で確認しております。

保留案件についての事務局からの説明は以上でございます。

会長

説明が終わりました。この保留案件に関しては、いずれも許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは14号議案については、許可相当ということで決定いたします。

次に議案第15号特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定による変更承認申請についてであります。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第15号特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定による変更承認申請についてご説明いたします。

内容等について説明する。

会長

説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは15号議案については承認ということにさせていただきます。

次に議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)であります。この案件につきましては議事参与制限を受ける委員がいらっしゃいます。★★委員におかれましては議案第15号の審議が終了するまでご退席をお願いいたします。

(★★委員退出)

それでは事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(所有権移転) ご説明いたします。

内容等について説明する。

会長

説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは16号議案については承認ということにさせていただきます。

(★★委員入室)

次に議案第17号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)であります。この案件につきましては議事参与制限を受ける委員がいらっしゃいます。★★委員におかれましては議案第17号

の審議が終了するまでご退席をお願いいたします。

(★★委員退出)

それでは事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第 17 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）ご説明いたします。

内容等について説明する。

会長

説明が終わりました。ご意見ございますか。（異議なしの声）それでは 17 号議案については承認ということにさせていただきます。

(★★委員入室)

次に議案第 18 号平成 31 年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金の承認についてであります。事務局の説明をお願いします。

事務局

平成 31 年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金の承認についてご説明いたします。内容等について説明する。

会長

説明が終わりました。ご意見ございますか。（異議なしの声）それでは 18 号議案については承認ということにさせていただきます。

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・地目変更登記申請に係る照会について
- ・農業委員会だよりについて

以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。